

居宅療養管理指導に係る説明会資料
(全般的事項)

佐 賀 県

佐賀中部広域連合

【居宅療養管理指導に係る指定権者・指導監督権者】

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町に存する事業所	佐賀中部広域連合（給付課 指導係） 電話：0952-40-1131 FAX：0952-40-1165 Mail：rengo@chubu.saga.saga.jp
上記以外の地域に存する事業所	佐賀県（長寿社会課 サービス指導担当） 電話：0952-25-7266 FAX：0952-25-7265 Mail：kaigohoken@pref.saga.lg.jp

【みなし指定について～みなし指定とは～】

- 介護保険法に基づく居宅サービスは、知事の指定を受けた指定事業者が行うこととされているため、サービス提供事業者として介護給付費を受給するためには、知事等による指定を受けなければなりません。が、病院、診療所又は薬局については、健康保険法に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（更新した場合を含む。）があったときは、病院等の開設者が別段の申出をしたときを除き、介護保険法における居宅療養管理指導等の指定があったものとみなす取扱いとなっています（介護保険法第71条第1項、第72条第1項）。
- 指定事業者（みなし指定含む。）となった場合は、介護保険法等に基づく人員基準、設備基準、運営基準及び介護報酬告示等を守って運営していただくこととなります。
 - ア 佐賀県介護保険法施行条例
 - イ「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
 - ウ「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
 - エ「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（ほか関係通知）

【事業運営の基準について】

- 事業運営の基準は、国基準（上記イ、ウ）がありますが、国基準は項目ごとに「①従うべき基準、②標準、③参酌すべき基準」に分けられており、これらに応じて条例で定めることになっています。このうち、③は地域の実情に応じて、国の基準と異なる地域独自の内容を定めることができます。
- 県では「佐賀県介護保険法施行条例」で事業運営の基準を定めていますが、（介護予防）居宅療養管理指導については、管理者が暴力団員等でないことや事業所経営に暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこと、といった県独自の基準以外は、国基準に従うこととしています（佐賀中部広域連合も同じ。）
- このため、みなし指定事業所も、指定事業者と同様、運営規程を定めるとともに、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上でサービス提供を行うなどの必要があります。

県・市町（保険者）が実施する指導・監督

ここでは、「指導」と「監査」の違い、それぞれの流れ、対象の選定、実施形態等についてご説明します。

「指導」と「監査」は異なります。

- **指導：制度運営の適正化とよりよいケアを実現する ⇒ 計画的に実施**
(集合しての説明や事業所を個別訪問して、制度の理解促進やサービスの質の向上を図る指導・助言といったイメージ)
- **監査：不適正な運営や介護報酬の支払を停止等させる ⇒ 機動的に実施**
(基準違反や不正請求等が疑われる場合の是正措置を行う前段の調査といったイメージ)

	目的	実施方法	効果
指導	事業者が行うサービス内容及び介護報酬の請求等について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を目的とします。	集団指導 実地指導	✓ 制度理解の促進 ✓ 不適切な運用や請求の防止 ✓ 高齢者虐待・身体拘束の防止
監査	指定基準違反や介護報酬の不正請求が疑われる場合等において、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的とします。	実地検査等	✓ 介護保険給付の適正化

1. 指導について

(1) 種類

① 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、一定の場所に集めて講習の方式で行うものです。

(指導内容例)

- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・実地指導における指導結果(指摘事項)の説明
- ・非常災害対策、労働基準法令遵守、衛生管理等、事故防止対策などの周知
- ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導 など

② 実地指導

実地指導は、サービス事業者の事業所(実地)において実施する指導です。

介護保険法第24条

(帳簿書類の提示等)

第24条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等(居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。)に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(2) 実地指導の流れ

①事業所の選定	県等は、対象事業所を選定する(毎年6月頃迄)。
②指導通知	県等は、実地指導の約1月前までに事業所に通知を行う。 ただし、外部からの情報提供等があり、あらかじめ通知したのでは日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、数日前～指導日当日に文書通知することがあります。
③事前提出資料の提出	事業所は、実地指導実施日の概ね1週間前までに、県等に求められた事前提出資料を提出する。 なお、実地指導直前又は当日に通知を行うケースでは、通常、事前提出資料の提出は求めていません。
④実地指導	事業所で対面により書類を確認(当日用意してもらう書類は予め通知でお知らせ)。確認の結果、指導事項がある場合、当日は「講評」において口頭による指導を行う。
⑤結果通知(改善通知)	実地指導当日行った指導のうち、事業所から改善状況の報告を求める分については、県等は改善通知を発出する。 なお、必ず文書指導(改善通知)を行うわけではありません。

⑥改善報告等	文書指導（改善通知）があった場合、事業所は、指導に係る事項について改善通知日から2月以内に改善の報告を行う。 必要があれば介護報酬等の返還等の処理を行う。
--------	--

（3） 実地指導の対象

- ① 基本的には、実地指導の対象は、佐賀県国民保険団体連合会から直近数か月～1年程度の請求実績の提供を受け、介護報酬の請求実績が多い事業所を中心に選択します。
なお、仮に、同じ事業所の請求実績が毎年多かつたとしても、通常、数年の間に同じ事業所を指導対象として選定することはありません。
- ② 県又は佐賀中部広域連合に対して外部からの情報提供があり、不適切な運営等を行っている疑いがある場合には、それも踏まえて対象を選定します。情報提供の内容によっては、介護報酬の請求実績額の多寡にかかわらず、情報提供のあった事業所を優先的に指導対象として選定することもあります。
- ③ 同年度中に、①に加え②の事業所も選定する可能性もあります。

（4） 実地指導の形態等

- 当日の流れとしては、概ね「到着 ⇒ あいさつ後、簡単な打ち合わせ ⇒ 施設内の見学（書類の保管状況等）⇒ 書類の確認、質疑応答 ⇒ 講評 ⇒ 終了」となります。
- 1日につき1施設（介護保険サービス）の実地指導を基本としますが、同一敷地内に介護保険サービスを行う事業所が複数ある場合は、同日中に実地指導をあわせて行うこともあります。
- 指導の時間は、一般的に午前又は午後の半日（2時間程度）です。必要があれば指導の時間が延びることもありますが、通常、複数日にまたがることはありません。
- 指導においては、関係者と面談し、関係書類を閲覧したり、事業所内で書類の保管状況等の確認をさせていただくほか、管理者や従業者から話をうかがう形で進行します。当日は、サービスの内容や請求関係、記録類の内容について、説明できる方に対応（待機）していただきます。
- 原則として職員2名程度でうかがいますが、事業所の規模及び問題の有無等を勘案し必要な体制を編成することがあります。なお、車1台分の駐車スペースの確保をお願いいたします。

（5） 実地指導における確認点・ポイント

- 実地指導においては、概ね以下の点について確認、指導させていただきます。
- ・ 人員、設備及び運営基準に基づいたサービスの実施状況の確認
 - ・ サービスの提供状況、プロセスに係る確認（説明と同意等の手続状況、アセスメントや指導内容等の記録、他職種との情報共有状況、研修の実施状況等）
 - ・ マニュアルの整備状況（高齢者虐待防止、苦情処理、事故対応、衛生管理等）
 - ・ 報酬請求の状況（報酬基準との適合状況の確認）

（6） 実地指導後の対応

- 文書による指導（改善通知）があった場合、事業所においては、指導に係る事項に

ついて改善・対応をしていただき、改善通知日から2月以内に報告を行います。

例えば、苦情処理等のマニュアルがなかったらマニュアルを作成する、重要事項説明書の記載が不十分であった場合には修正したものを作成するという具合に、指導事項に対する対応（是正状況）をご報告いただきます。なお、期限までの対応が難しい項目等があれば、適宜、指導監督権者にご相談ください。

- 介護報酬について、誤った解釈や誤解から報酬請求に誤りがある場合には、是正していただくとともに、過去の請求実績について、自主点検の上、同様の事例の確認を行い、過誤調整による返還を行っていただきます。過誤調整については過去5年遡って自主点検していただく必要があります。

なお、介護報酬の考え方等については、実地指導の有無に関わらず、不明な点は、適宜県又は佐賀中部広域連合にご相談ください。

(7) 実地指導の実施（見込み）

サービス種別	(介護予防) 居宅療養管理指導事業所
対象事業所数	年間1～2程度 (県、佐賀中部広域連合それぞれ)

2. 「監査」 について

「監査」とは

指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

介護保険法第76条

(報告等)

第76条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所 に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 監査の対象

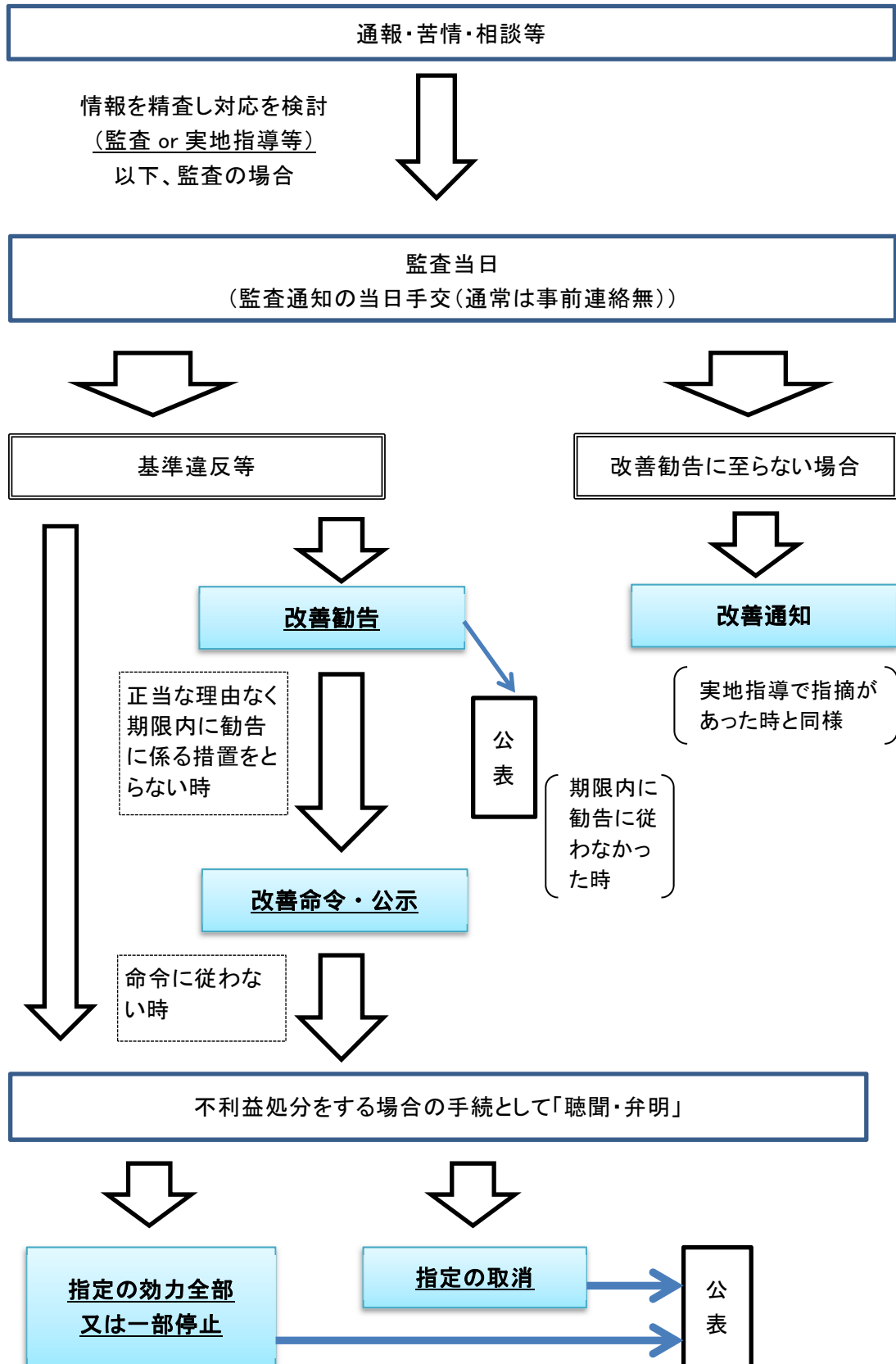
次の事項を基準として対象となる事業者を選定します。

- ① 通報・苦情・相談等の情報があり、指定基準違反等の確認の必要があると認められるとき。
- ② サービスの内容又は介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ③ 重大な基準違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ④ 度重なる指導によってもサービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき。
- ⑤ 正当な理由がなく指導を拒否したとき。

(2) 監査の形態等

- 監査を実施する場合、通常は予めの文書通知はしません。ただし、書類の保全等の観点から支障がないと判断した場合には、監査の日時、場所等をあらかじめ文書により通知することもあります。
- 監査では、事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（「実地検査等」）を行います。
一般的には、職員が事業所に赴き、監査を行う旨を文書を提示して告げた上、帳簿等の書類の確認、それらの写し等の提出依頼、従業者等への質問等を行うほか、必要な書類を持ち帰って検査することもあります。
- 監査は、1日だけで終わるとは限りません。指定監督権者として、是正措置の方針を固めることができるまで、複数回の実地検査等を行うことがあります。
- なお、実地指導中に著しい運営基準違反や悪質な請求が認められる場合には、監査に切り替えることがあります。

(3) 監査の一般的な流れ



(4) 監査後の対応

監査で得られた情報に基づき、改善通知、改善勧告、行政処分（改善命令、指定取消・指定の効力停止）を行います。

① 勧告・命令等

(ア) 改善通知、改善勧告（行政指導）・・・介護保険法第76条の2、115条の8

知事等は、事業者が以下の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、是正の措置をとるべきことを勧告することができることとなっています。

なお、改善勧告に至らない場合には、実地指導時の改善指導と同様に改善通知を行う場合があります。改善通知と改善勧告はいずれも行政指導であり、位置づけが変わるわけではありませんが、改善勧告の場合には、事業者の対応状況により改善命令、更には指定取消等の行政処分へと進む可能性もあります。

- ① 人員基準を満たしていない場合
- ② 設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をしていない場合
- ③ 事業所の休廃止にあたり、利用者が引き続き必要なサービスを受けることができるよう必要な連絡調整等をしていない場合

※ 期限内に「勧告」に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(イ) 命令（行政処分）

知事等は、「勧告」に対して、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとなっています。

※ 「命令」を行った場合はその旨を公示しなければならない。

② 指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止（行政処分）

- 知事等は、介護保険法において定められている事業者の指定取消し等の要件に該当する場合には、事業者に係る指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができることになっています。
- 改善命令を受けた事業者が、それに従わなかった時は、指定取消等の要件である「この法律に基づく命令に違反したとき」に該当するとして、指定取消又は期間を定めてその全部又は一の効力を停止することになります。
- なお、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地等を公示することになります。（介護保険法第78条）
- 指定の効力の全部停止と一部停止の違い

指定の効力の全部停止	一定期間、介護サービスの提供ができなくなる。
指定の効力の一部停止	一定期間、新規利用者の受入れ等ができなくなる。 例) ○月間の新規利用者の受入停止 例) ○月間の介護報酬請求上限◇割（報酬減）

【指定取消・効力停止の事由（主なもの）】・・・介護保険法第77条、115条の9

人員基準について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった
利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した
介護給付費の請求に関して不正があった
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた
介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律（（※医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法など）に違反した、あるいはこれらの法律に基づく命令・処分に違反した
居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした

【指定取消の効果】

事業所の指定が取り消された場合は、その事業所の事業が継続できなくなるだけでなく、事業者に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

(ア) 指定の取消処分を受けた法人は、指定の欠格事由に該当するため、当該法人は5年間新たに指定を受けることができません。

- ✓ みなし指定を受けている居宅療養管理指導事業所が指定取消処分を受けた場合、当該事業所の開設者は処分を受けてから5年間、介護保険法の居宅療養管理指導のサービスを実施できません。居宅療養管理指導を再開する際には、処分から5年経過した後、改めて指定の申請を行う必要があります。
- ✓ 保険医療機関等の本体の指定（許可）が取り消された場合は、みなし指定についても同時にその効力を失います。

(イ) 当該法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するため、傘下の介護サービス事業所が連座して5年間指定の更新を受けることができなくなることがあります。

- ✓ 例えば、A法人が運営しているB居宅療養管理指導事業所が指定取消処分を受けた場合、A法人が他に運営しているC訪問リハビリテーション事業所の指定更新（みなし指定含む。）ができなくなることがあります。

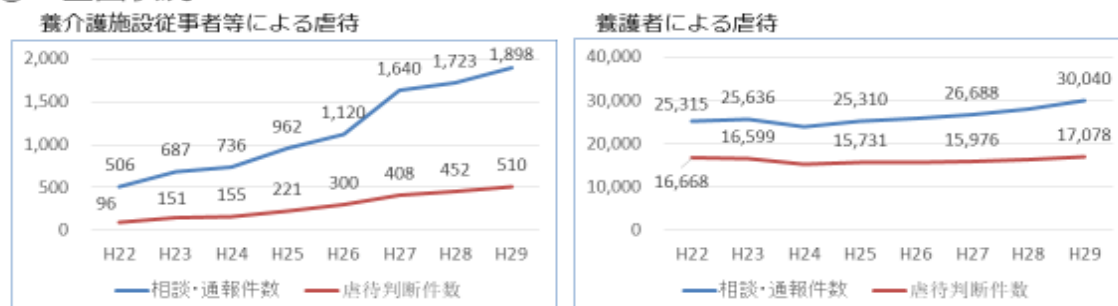
(ウ) 指定の取消処分を受けた事業所を運営する法人に所属する役員等（「等」には管理者を含む。以下同様）が他の法人の役員等である場合は、当該他の法人も同様の制限を受けることとなります。

- ✓ 法人の役員等の中に、過去5年以内に指定の取消の処分を受けた（他の）事業者の役員等がいれば、指定を受けたり、指定の更新を受けることができなくなります。また、法人の役員等の中に、こうした役員等がいることが分かった場合には、指定取消等の対象にもなります。

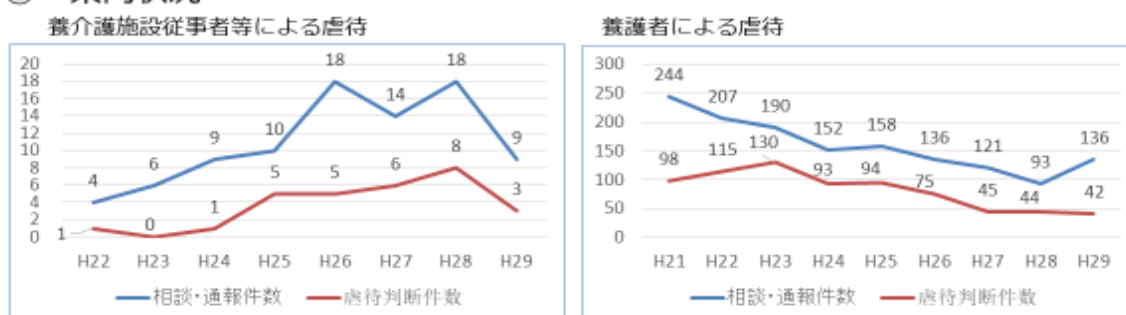
(参考：高齢者虐待の防止について)

高齢者虐待の相談・通報件数及び判断件数

① 全国状況



② 県内状況



養介護施設・事業所等の責務（高齢者虐待防止法）

- 養介護施設従事者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることの自覚、**早期発見努力義務（第5条）**
⇒「高齢者の権利を無視した行為の放置」は放棄放任にあたる。
- 養介護施設の設置者等は、**①従事者の研修の実施、②利用者又は家族からの苦情処理体制の整備、③その他従事者による高齢者虐待防止等のための措置**を講じるべき義務（20条）
- 養介護施設従事者は、**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通知する義務**
 - ・ **通報義務＞守秘義務（第21条）**
⇒ 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先
 - ・ **「と思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）**
- **通報等による不利益取り扱いの禁止（第21条7項）**
 - ・ 通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない
 - ・ ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く
- 通報した者を特定させる情報は洩らされない（第23条）
- 通報は、施設・事業所の所在地に対して行う。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

- ・ 高齢者虐待防止法に基づく養介護施設従事者による虐待の認定
 - ・ 介護保険法に基づく改善指導、行政処分
 - ・ 介護報酬における身体拘束未実施減算の適用（介護老人福祉施設 等）
- ※ 虐待事案については、国からも厳正な対処をしよう求められている。

